

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年4月16日 13時50分ごろ
発生場所	佐賀県伊万里市イマリンビーチ北西方沖 伊万里港福島灯標から真方位112° 1.0海里付近 (概位 北緯33° 21.2′ 東経129° 50.6′)
事故の概要	水上オートバイキサキ丸は、遊走中、船長が落水し、低体温症を負った。
事故調査の経過	令和5年4月17日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ キサキ丸、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	294-25176佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約5.3m/s（最大瞬間風速 約11.0m/s）、視界 良好 海象：波向 西南西、波高 約1～1.5m、潮汐 上げ潮の初期、 水温 約14℃
事故の経過	<p>本船は、船長が救命胴衣を着用して1人で乗り組み、イマリンビーチのスロープを出発し、同ビーチの北西方沖において、約40～50km/hの対地速力で遊走中、左旋回をした際、右舷方からの風波を受けて船長がバランスを崩して左舷側に落水した。</p> <p>船長は、風波で流されていく本船の圧流速度が速く、泳いでは追いつけないと判断し、岸に向かって泳ぐこととした。</p> <p>イマリンビーチの防波堤付近にいた目撃者は、110番通報を行い、船長が溺れかけている旨を伝え、海上保安庁は、警察を通じて情報を得た。</p> <p>海上保安庁は、巡視艇を本事故発生場所付近に向かわせた。</p> <p>船長は、水が冷たく、体力を消耗しながらも、落水から約55分後にイマリンビーチの防波堤に泳ぎ着き、救急車で病院に搬送され、低体温症と診断されて2日間入院した。</p> <p>「船員の低体温症対策ガイドブック」（国際条約に対応する船員訓練等に関する調査研究専門委員会編集、一般財団法人海技振興センター、2017年2月発行）によれば、水温10～15℃において、意識不明までの時間は1時間～2時間、予想生存時間が1時間～6時間である。</p>

	<p>本船は、巡視艇により伊万里市ハゲ島北西方沖で発見され、公益社団法人日本水難救済会の救助船によって同市所在のマリーナにえい航された。</p> <p>イマリンビーチ付近の海域には、本事故時、本船以外の船舶はいなかった。</p> <p>船長は、本船を操縦するのが2回目で、本事故発生場所付近を遊走するのは初めてであった。</p> <p>船長は、Tシャツの上にパーカーを羽織り、インナー及びジーンズを履いていた。</p> <p>船長は、防水型の携帯電話を本船の物入れに入れていた。</p> <p>船長は、自身の操縦技術の未熟さや風波による影響を考慮していなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、携帯電話を本船の物入れに入れずに身に付け、ウェットスーツを着用し、海象等に注意を払うとともに、すぐに救助してもらえるように複数台の水上オートバイで遊走を行っていたら良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、水温が約14℃で西南西からの風波を受ける中、単独で遊走中、普段着と同様の服装で操縦していた船長が、左旋回をした際に右舷方からの風波を受けて落水し、風波で流される本船に追いつくことができず、岸に向かって約55分間泳ぐ事態となったことから、低体温症を負ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、水温が約14℃で西南西からの風波を受ける中、本船が単独で遊走中、普段着と同様の服装で操縦していた船長が、左旋回をした際に右舷方からの風波を受けて落水し、風波で流される本船に追いつくことができず、岸に向かって約55分間泳ぐ事態となったため、発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、水温の低い中、落水などをした際、体温が保たれるようウェットスーツなどを着用すること。 ・水上オートバイの船長は、落水した際、速やかに連絡が取れるよう防水措置が施された携帯電話をいつでも使用できるよう身に付けておくこと。 ・水上オートバイの操縦経験が浅い船長は、落水した際などに相互に救助ができるよう複数の船舶で遊走することが望ましい。